



JAL不当解雇撤回ニュース

No505 号 2016.09.24
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

JALの労働組合 勝利判決が確定！

高裁に続き 9月23日に

「JALは不当労働行為を行った」と 最高裁でも決定！

9月23日最高裁判所から、JALの管財人が行った不当労働行為事件について、JALの上告を棄却・不受理とする決定が出されました。

この事件は、2010年11月16日の労使交渉において、整理解雇に反対し真摯な労使交渉を求めてスト権投票を始めた乗員組合とCCU（キャビンクルーユニオン）に対し、企業再生支援機構のディレクターと管財人代理が、「整理解雇を争点とする争議権を確立した場合、それを撤回するまで企業再生支援機構は3,500億円の出資はできない」と発言した不当労働行為事件です。

東京都労働委員会、東京地裁、そして昨年の6月18日には東京高裁でも「不当労働行為」であるとの判決がだされていましたが、会社（JAL）が最高裁判所に上告をしていました。しかし、今回の最高裁の決定で、2010年の大晦日に165名を整理解雇する過程で、JALの管財人が行った労働組合への介入行為が「不当労働行為である」ことが確定しました。

最高裁決定を受けて JALは

整理解雇問題の交渉を開始し

一日も早い解決を！

管財人によって行われた不当労働行為事件の後、2010年大晦日に165名の整理解雇が強行され、現在も職場復帰を求めて争議が続いています。管財人の発言が労働組合への「不当労働行為」であると断罪された今、JALは整理解雇問題の解決に向けて交渉を開始する必要があります。

2010年大晦日に整理解雇された165名が職場復帰できるよう、会社の英断を求めます。

社長宛メッセージは10月末日締め切りです。
まだまだ全国からの声をお待ちしています。

JAL 原告団

検索

裁判長
認 印



調 書 (決定)

事件の表示	平成27年(行ツ)第392号 平成27年(行ヒ)第422号
決定日	平成28年9月23日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	小 貫 芳 信 鬼 丸 か お る 山 本 庸 幸
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所平成26年(行コ)第369号(平成27年6月18日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成28年9月23日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 渡久山 文 一 印